

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町総合運動公園条例 第9条
例 規 番 号	平成17年条例第93号

【根拠条文】

(使用料の減免)

第9条 教育委員会は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部 を免除することができる。

【基準】

根拠条文及び八頭町総合運動公園規則第5条の規定による。

(使用料の減免)

- 第5条 条例第9条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、速やかに八頭町総合運動 公園使用料減免申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、減免の可否を決定したときは、八頭町総合運動公園使用料減免決定(却下)通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 減免する団体及び減免割合等については、八頭町社会体育施設規則(平成17年教育委員会規 則第18号)第5条の規定を準用するものとする。

標準処理期間	3日
備考	

設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	